

## 大阪市規則第58号

### 特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表（第2条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

#### 附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表健康局の項の改正規定（国民生活基礎調査等の統計調査の業務を行う者及び病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症に係るワクチンの接種に関する業務に従事する医師に係る部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表（健康局の項国民生活基礎調査等の統計調査の業務を行う者の項を除く。以下同じ。）の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。  
（報酬の内払）
- この規則による改正前の特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行の日の前日までの間に改正後の規則別表の規定の適用を受ける職員に支払われた報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

[別表 別紙1]

所管	区分	報酬額	
[同左]			
福祉局	大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例（平成25年大阪市条例第133号）に基づく調査対象者に対する質問等の業務を行う医師（精神科の医師に限る。）	日額	<u>24,980円</u>
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の決定に係る指導及び助言等の業務を行う者	日額	<u>24,980円</u>
	生活保護法による医療扶助に係る専門的判断並びに指導及び助言等の業務を行う者	日額	<u>24,980円</u>
	生活保護法による医療扶助の給付に係る技術的検討及び一般医療機関の個別指導、検査等の業務を行う者	日額	<u>24,980円</u>
	生活保護法による医療扶助の給付に係る技術的検討及び歯科医療機関の個別指導、検査等の業務を行う者	日額	<u>24,980円</u>
	国民健康保険等の診療報酬明細の内容審査に関する指導等の業務を行う者	日額	<u>24,980円</u>
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に係る障害の程度の判定の業務を行う者	日額	<u>24,980円</u>
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に係る障害の程度の判定の業務を行う者	日額	<u>24,980円</u>
	[同左]	[同左]	[同左]

健康局	歯科保健業務に係る指導等の業務を行う者	日額	<u>24,980円</u>
	高齢者の歯周疾患検診等に係る監督、指導等の業務を行う者	日額	<u>24,980円</u>
	マンモグラフィによる乳がん検診を行う者	日額	<u>24,980円</u>
	胃内視鏡による胃がん検診の精度管理に関する業務を行う者	日額	<u>24,980円</u>
	[同左]	[同左]	[同左]
	こころの健康センターにおける各種相談事業等を行う医師	日額	<u>24,980円</u>
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく判定、診察等の業務を行う精神保健指定医	日額	<u>10,140円</u> 。ただし、1件を超える判定、診察等の業務を行った場合には、当該金額に、当該1件を超える判定、診察等の業務1件につき、 <u>10,140円</u> を加算した額とする。
	[同左]	[同左]	[同左]
	国民生活基礎調査等の統計調査の業務を行う者	日額	7,930円
病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症に係るワクチンの接種に関する業務に従事する医師	時間額	17,500円（勤務日が日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合にあっては、20,000円）	

	保健福祉センター及び保健所において実施する各種相談、教室等の保健福祉事業に携わる医師及び歯科医師	日額	<u>24,980円</u>
こども青少年局	保健福祉センターにおける乳幼児健診等の業務を行う者	日額	<u>24,980円</u>
	[同左]	[同左]	[同左]
	こども相談センターの医師	日額	<u>24,980円</u> (勤務時間が3時間を超えた場合には、 <u>49,960円</u> )
[同左]			

[別表 別紙2]

所管	区分	報酬額	
[略]			
福祉局	大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例（平成25年大阪市条例第133号）に基づく調査対象者に対する質問等の業務を行う医師（精神科の医師に限る。）	日額	<u>25,280円</u>
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による医療扶助の決定に係る指導及び助言等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	生活保護法による医療扶助に係る専門的判断並びに指導及び助言等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	生活保護法による医療扶助の給付に係る技術的検討及び一般医療機関の個別指導、検査等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	生活保護法による医療扶助の給付に係る技術的検討及び歯科医療機関の個別指導、検査等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	国民健康保険等の診療報酬明細の内容審査に関する指導等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に係る障害の程度の判定の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に係る障害の程度の判定の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

健康局	歯科保健業務に係る指導等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	高齢者の歯周疾患検診等に係る監督、指導等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	マンモグラフィによる乳がん検診を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	胃内視鏡による胃がん検診の精度管理に関する業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	[略]	[略]	[略]
	こころの健康センターにおける各種相談事業等を行う医師	日額	<u>25,280円</u>
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく判定、診察等の業務を行う精神保健指定医	日額	<u>10,260円</u> 。ただし、1件を超える判定、診察等の業務を行った場合には、当該金額に、当該1件を超える判定、診察等の業務1件につき、 <u>10,260円</u> を加算した額とする。
	[略]	[略]	[略]
国民生活基礎調査等の統計調査の業務を行う者	日額	8,250円	

	保健福祉センター及び保健所において 実施する各種相談、教室等の保健福祉事 業に携わる医師及び歯科医師	日額	<u>25,280円</u>
こども青少年局	保健福祉センターにおける乳幼児健診 等の業務を行う者	日額	<u>25,280円</u>
	[略]	[略]	[略]
	こども相談センターの医師	日額	<u>25,280円</u> (勤務時 間が3時間を超 えた場合にあっ ては、 <u>50,560円</u> )
[略]			